

身体障害者福祉法における新しい視覚障害認定基準

あかしな野中眼科 野中隆久

『日本の眼科』5月号に掲載(手引書も同封)されていたように、本年4月27日付で、身体障害者福祉法における視覚障害認定基準が改正され、7月1日より適応されることとなりました。

身体障害者福祉法の本文にある視覚障害者の定義は以下の通りです。

次に掲げる視覚障害で、永続するもの

- ・両眼の視力がそれぞれ0.1以下のもの
- ・一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの
- ・両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
- ・両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの

この部分を改正するためには、法律の改正が必要であり、とてもハードルが高くなるため、今回の改正は、身体障害認定基準部分の改正となりました。

今回の改正の要点は、

1. 「両眼の視力の和」から「良い方の目の視力」へ変更
 2. 動的視野計での判定基準を、わかりにくい「視能率」から「視野角度」へ変更
 3. 自動視野計での判定基準の導入
- の3つです。

I 視力

視力に関しては、良い方の眼の視力が0.6以下で、もう一方の視力が0.02以下、もしくは、両眼とも0.1以下であれば、対象となります。図1に

あてはめて、等級判定をしてください。ちなみに、0.15は、0.1として判定します。

他方の眼の視力	0.03以上			2	3	3	3	3	4	4	4						
	0.02		2	2	3	3	3	3	4	4	4	5	6	6	6	6	
	指数弁~0.01	1	2	2	3	3	3	3	4	4	4	5	6	6	6	6	
	0~手動弁	1	2	2	2	3	3	3	3	4	4	5	6	6	6	6	
	0.01以下	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6		

良い方の眼の視力

図1 視力障害の等級判定表

	ゴールドマン型視野計		自動視野計	
	I/4視標	I/2視標	両眼開放エスターマンテスト視認点数	10-2プログラム両眼中心視野視認点数
2級	周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下	両眼中心視野角度28度以下	70点以下	20点以下
3級		両眼中心視野角度56度以下		40点以下
4級		X		X
5級	両眼による視野が2分の1以上欠損	両眼中心視野角度56度以下	100点以下	40点以下

図2 視野障害の等級判定表

II 動的視野計

ゴールドマン型動的視野計での判定は、I/4視標とI/2視標で、0度から135度の45度間隔の8経線を測定し、I/4視標での視野角度の合計が左右それぞれ80度以下であれば、一部が10度を超えていても、「視野が10度以内」と考え、I/2視標での中心視野の判定に移ります。判定表(図2)に従って等級判定してください(具体的な判定方法は日本の眼科同封の手引書をご覧ください)。但し、I/4視標での視野角度合計が81度以上のため5級に該当しなくても、I/2視標での両眼中心視野角度が56度以下の場合には5級と判定します。なお、両眼による視野が2分の1以上欠損している場合は5級という判定に変更はあり

ません。参考までに、フローチャートを図3に示します。

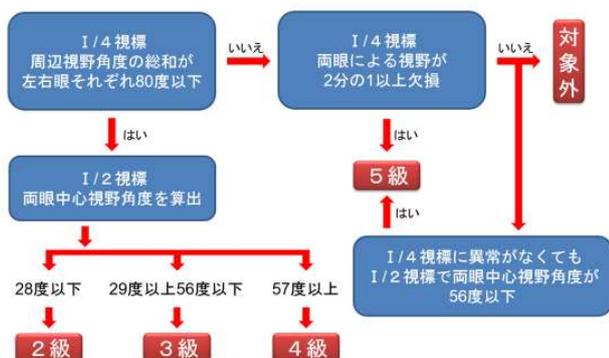


図3 ゴールドマン型視野計を用いた判定

III 自動視野計

自動視野計での判定には、まず、「両眼開放エスターマンテスト」を行います。このエスターマンテストでは周辺部まで検査しますので、30度以内のみ測定可能な、コンパクトタイプの自動視野計では、測定することはできません。残念ながら、周辺視野まで測定可能な、ドーム型の自動視野計を持っている施設でしか、自動視野計での判定はできません。両眼開放エスターマンテストでの視認点数が71点以上100点以下の場合は5級と判定

します。70点以下であれば、10-2プログラムでの中心視野の判定に移ります。判定表(図2)に従って等級判定してください(具体的な判定方法は日本の眼科同封の手引書をご覧ください)。但し、両眼開放エスターマンテストでの視認点数が101点以上であっても、両眼視野視認点数が40点以下であれば5級と判定します。参考までに、フローチャートを図4に示します。

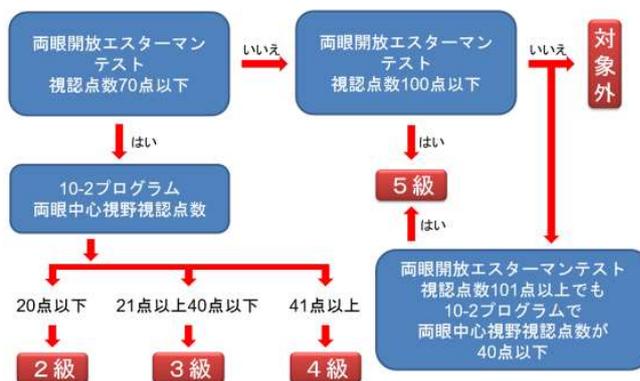


図4 自動視野計を用いた判定

7月以降、新しい判定基準で、等級が下がってしまう場合には、あえて判定をし直す必要はありませんが、等級が上がる患者さんがいるようであれば、是非、再度診断書を書いてあげてください。